

## 「働く女性の活躍促進に関する」 北海道労働局雇用均等室への要請行動

連合北海道・男女平等参画推進委員会は、6月4日、北海道労働局雇用均等室へ、働く女性の活躍促進に関する要請を行ないました。この要請行動は、男女平等月間の取り組みの一環として全国で実施したものです。



今年は、4月に施行された『改正・パートタイム労働法』や、『次世代育成支援対策推進法』の延長のほか、最近の最高裁におけるマタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の事件に対する判決例をふまえ、男女双方が働きやすい職場環境づくりを推進していくよう、計11項目について要請しました。

要請にあたり、男女平等参画推進委員会・杉山委員長は、「女性労働者は年々増加しつつあるものの、その実態は大半が非正規労働者であり、この傾向は北海道内でも同様となっている。働く女性の多くが非正規労働者として労働市場に参加している現状では、雇用の質の改善等が求められている。4月の法改正は、女性の処遇改善の前進や継続した雇用の促進策につながる法案でもあることから、雇用均等室と連合が連携し、それぞれの役割を發揮して『働く女性の活躍促進』に向け、着実に一歩ずつ前進していきたい」と述べました。

これを受け、雇用均等室・本間室長からは、「連合と雇用均等室がめざす方向は同じであり、要請内容についても真摯に受けとめる。厚生労働省からの通達や各改正法に関しては、中小などは、まだ内容を知らない企業も多い。均等室としても周知・理解促進のため、積極的に事業所訪問を展開しているところである。今後も男女雇用機会均等の確保に向け、連携した取り組みを進めていきたい」との見解がありました。

意見交換の最後に、女性委員会・山田委員長より「男女平等については少しずつ改善されているものの、やはりまだ男性社会だと感じる。企業内での意思決定の場に女性が一人もいないことも多い。男女がともに働きやすい社会実現のためには、双方の意見が必要だ。均等室からも企業への働きかけをお願いしたい」と要望し、雇用均等室長もこれを受けとめ、今後お互いの立場で協力し合いながら、実効ある取り組みを進めていくことを確認し、要請行動を終了しました。